

受賞者氏名	佐野 文彦
所属	法学部法律学科
受賞年月日	2024 年 4 月 8 日
国内・国外	国内
授与機関等名称	東京大学
受賞名	第 5 回而立賞
受賞(研究)内容詳細	<p>2019 年に東京大学に提出した助教論文を基礎として執筆した『刑事責任能力の判断について——原理・基準・適用』について、優れた学術成果の刊行として、2024 年度東京大学学術成果刊行助成となり、その著作物を刊行した優秀な若手研究者として、第 5 回而立賞を授与された。本書は 2025 年 3 月に出版された。</p> <p>https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/research/systems-data/n03_kankojosei.html</p> <p>https://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641139695</p> <p>精神障害に罹患した者が、殺人等の違法行為に及んだ場合、如何なるときに犯罪の成立が否定されるか。この刑事責任能力の問題には、常に社会的に重大な関心が向けられている。京アニ放火殺人事件等のように死刑が問題となり得る重大事案では、心神耗弱となれば死刑の可能性が排除され、心神喪失となれば無罪となることもあり、特に重大事案で責任能力は争われ、その帰結も社会的議論の対象となっている。</p> <p>刑事責任能力の判断を巡っては、裁判員裁判制度導入以降、刑法学説及び刑事実務でも、議論が活況を呈している。議論の渦中にあるのは、平成中期の刑法学で有力に主張された理解（有力説）と、近時の司法研究が示す刑事実務の判断の指針である。有力説は、責任非難は行為者が思いとどまることができた場合にのみなし得るから（原理）、当該行為の違法性を認識できず、或いは思いとどまることができない場合には免責される（基準）という。これに対して、司法研究は、統合失調症等の事例について「精神障害の影響のためにその罪を犯したのか、正常な精神作用によって犯したのか」という枠組みを指針として提示し（基準・適用）、これが刑事実務で定着していると評されている。</p> <p>この有力説と刑事実務の理解について、一部には、両者があたかも同一の判断対象を示すものであるかのような議論があるが、本書で論じるように前者の原理・基準と後者の基準・適用とは論理的に接合せず、さらに両者が相違することは近時の学説実務でも意識され始めている。他方、有力説及び司法研究の提言自体も、それぞれ問題を抱えている。</p> <p>そこで、本書は、刑法学の枠内ではあるが、原理・基準・適用の一貫性を基軸とし、なぜ現在のような議論状況に至ったか、日本の判例学説史を網羅的に検討したうえで、独米の議論を参照し、解決の方向性を探った。本書の執筆においては、精神医学（伝統的ドイツ精神医学や操作的診断基準の評価等）、哲学（自由意思、心の哲学、非難の倫理学等）との関係をも意識した。</p>